

令和3年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	410	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる
施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める
施策の目標	建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集市街地の改善が進み、地震、火災や水害などの災害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心して暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	建築物の不燃化率（北部）									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	58.8	59.6	60.4	61.2	62.0	62.4	62.8	63.2	63.6	64.0
実績	59	59.5	59.7	59.9	調査中					

指標名	住宅の耐震化率									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0	96.0	96.5	97.0	97.5	98.0
実績	88.7	調査中	調査中	調査中	調査中					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
都市再生地籍調査事業費は、これまではおおむね予定どおりの進捗であったが、ここ数年、補助金の減少により、実施範囲を縮小する傾向にある。 細街路拡幅整備事業は、災害に強いまちづくりに向けて昭和62年度に事業を開始したが、30年が経過した現在の進捗率が27%のため、更なる事業促進に向けた手法を検討する必要がある。 私道整備助成事業は、排水設備改修工事費の費用が増大すると予想される。	H30	233,540
	R1	284,312
	R2	298,145

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	復興の基礎となる敷地の構成を調査する地籍情報緊急対策事業は必要不可欠な事業であり、おおむね予定どおりの進捗であるが、細街路拡幅整備事業は進捗率が27%程度にとどまっており、更なる事業推進に向け、費用対効果を踏まえた新たな展開を見据える必要がある。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
細街路拡幅整備事業は、住宅の建替え時等に道路拡幅を行っており、継続的に事業に取り組む必要があるが、効果的な事業推進を検討する必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
全ての事業において、他区の事例などを参考にしたデータ分析を行い、適宜、効果的に進めるための要綱改正などに取り組む。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
						評価対象年度
1	細街路拡幅整備事業費	212,433	46,748	259,181	27	現状維持
					26.76	令和2年度
2	細街路拡幅整備事業費(測量)	19,132	7,058	26,190	65	現状維持
					64	令和2年度
3	都市再生地籍調査事業費	27,493	9,704	37,197	2,700	改善・見直しのうえ継続
					1,990	令和2年度
4	私道整備助成事業費	39,087	17,673	56,760	91.7	現状維持
					91.4	令和2年度
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

令和3年度 事務事業評価シート

施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める	部内優先順位
事業名	細街路拡幅整備事業費		1
目的	幅員が4mに満たない道路を拡幅整備し、災害時の避難路、緊急車両の通行路を確保することで、災害に強い安全なまちづくりを進める。		主管課・係（担当）
			都市整備課庶務・細街路担当 03-5608-6292
対象者	建築基準法第42条第2項道路により指定した幅員が4mに満たない道路 建築基準法第42条第1項第5号による位置指定済みの道路で、指定幅員が確保されていないもの		
根拠法令 関連計画	墨田区細街路拡幅整備要綱 建築基準法		
実施基準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 常勤5
事業内容	「墨田区細街路拡幅整備要綱」に基づき、建築基準法で道路中心線から2m範囲内の後退用地とみなされた部分の土地を権利者等の承諾を受けた上で道路状に拡幅整備する事業		
経過	開始年度	昭和62年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> ●経緯 幅員が4mに満たない細街路は、区内の道路総延長の30%近くに達し、その約73%が北部に集中している。細街路は住民の暮らしに密着した生活道路であるが、災害時の緊急事態を想定すると、緊急車両の進入が危ぶまれる等、防災上問題となっている。このことから、昭和62年度から事業が開始された。 ●制度 「墨田区細街路拡幅整備要綱」昭和62年12月1日施行 財政状況や近隣区との整合性を図り、公道の拡幅部分の買取制度を廃止する。平成11年4月1日改正 ●昭和62年度に事業が開始してから34年が経過した段階の進捗率は27%である。 		
議会質問の状況	特になし		
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 他区状況: 千代田区、中央区は細街路拡幅整備を行っていない。 スケジュール: 年間約130件の案件に対して中心立会い、施工前立会い、工事の完了検査で最低3回の現場確認を行っている。 関係部署: 都市計画部建築指導課		

予算・決算額推移 (千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額 (事業費)		172,219	156,108	153,059	188,358	212,754	163,115
A. 決算額 (令和3年度は見込み)		169,049	155,842	152,705	188,176	212,433	163,115
財源	国	43,534	37,712	30,349	34,149	41,303	41,300
	都	6,960	6,500	4,409	5,047	3,751	7,050
	その他						
一般財源		118,555	111,630	117,947	148,980	167,379	114,765
執行率 (%)		98.2%	99.8%	99.8%	99.9%	99.8%	100.0%
B. 人コスト				10,828	30,583	46,748	
総事業決算額 (A+B)		169,049	155,842	163,533	218,759	259,181	
主な事業費用の説明		細街路拡幅整備事業の工事費 申請に係る図面作成、登記簿取得等に必要となる費用の一部としての助成金 後退用地等の無償使用承諾をした場合の奨励金、隅切りを道路形状に整備した場合の奨励金					
予算書P (令和3年度)	P211 4-2	執行実績報告書P (令和2年度)			P155-2		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	細街路拡幅整備件数				単 位	件／年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		140	R7	目標	120	120	120	120
				実績	127	124	126	133
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	130	130	130	140	140	140
	実績	133						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	継続可能な件数とすることで、着実な拡幅整備が実施できる。 平成29年度以降、申請数が増加しているため、目標値を上げる必要がある。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	整備進捗率	全体整備延長150.4Km(両側)			単 位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
32		R7	目標	23	24	25	26	
			実績	23.38	24.21	25.02	25.86	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		27	28	29	30	31	32	
実績	26.76							
指標の選定理由及び目標値の理由								
拡幅整備の進捗率が事業成果につながる。 目標値については墨田区基本計画を参考としている。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	申請件数は、近年、増加傾向にある。

課題・問題点
<p>現状の進め方では、年間処理件数より申請件数の方が多く、事業協力者の待機期間が延びていき、申請の取下げも生じている。</p> <p>細街路拡幅整備事業は、家屋の建替えに伴うことが多い申請であり、このタイミングを逃すことは事業の進捗に大きく影響するため、より効率的・効果的な事務処理方法を構築し、年度ごとの適切な予算要求、施工業者を増やし体制を強化していく必要がある。</p>

令和3年度 補助金評価シート

補助金 名称	細街路拡幅整備に伴う助成金			主管課・係（担当）
根拠法令	墨田区細街路拡幅整備要綱			都市整備課庶務・細街路担当
補助概要	細街路拡幅整備事業の協力者に対し、門塀等の除去費用、排水、ガス設備又は樹木の移設費、申請に係る費用の補助として助成金を交付する。			03-5608-6292
目的	細街路拡幅整備事業の協力者に対し、門塀等の除去費用、排水、ガス設備又は樹木の移設費、申請に係る費用の補助として助成金を交付する。			
対象	細街路拡幅整備事業の協力者			
基準	区独自基準			
補助条件	申請1件当たり3万円 建築を伴わない拡幅整備の申請の時、門塀等の除去、排水、ガス設備又は樹木の移設があった場合に要綱に定める額を助成する。			
経過	開始年度	昭和62年度	終了予定	
	門塀等の除去、排水、ガス設備又は樹木の移設 工事費、人件費等の値上がりなどにより要綱改正を実施 申請に係る費用の補助 昭和62年度 20,000円/件 平成4年度～ 30,000円/件			
議会質問 の状況	特になし			
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 他区状況 千代田区、中央区は細街路拡幅整備事業を行っていない。 スケジュール 年間約130件の拡幅工事完了後、申請者に助成金を支払う。			

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		5,330	3,800	3,670	4,925	4,650	4,675
決算額（令和3年度は見込み）		3,688	3,779	3,648	4,890	4,650	4,675
財源	国	1,214	1,424	650	2,010	1,875	2,400
	都		97	165	195	210	262
	その他						
一般財源		2,474	2,258	2,833	2,685	2,565	2,013
執行率（％）		69.2%	99.4%	99.4%	99.3%	100.0%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	細街路拡幅整備件数				単位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		140	R7	目標	120	120	120	120
				実績	127	124	126	133
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	130	130	130	140	140	140
		実績	133					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	継続可能な件数とすることで、着実な拡幅整備が実施できる。 平成29年度以降、申請数が増加しているため、目標値を上げる必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	整備進捗率	全体整備延長150.4Km(両側)			単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		32	R7	目標	23	24	25	26
				実績	23.38	24.21	25.02	25.86
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標		27	28	29	30	31	32	
実績		26.76						
指標の選定理由及び目標値の理由								
拡幅整備の進捗率が事業成果につながる。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		事業の申請には時間と費用を要するため、事業推進には必要な体制及び予算を確保し、継続する必要がある。						

課題・問題点	
細街路拡幅整備事業に協力してもらうために、安定した継続事業として取り組む必要がある。	

令和3年度 事務事業評価シート

施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める	部内優先順位
事業名	細街路拡幅整備事業費(測量)		2
目的	狭あい道路を幅員4mにすることで、災害時の避難路や緊急車両が入りやすい道路にすることで、災害に強いまちづくりを進める。		主管課・係(担当)
			土木管理課土木管理担当 03-5608-6280
対象者	区道等の区域に編入する後退用地の土地所有者		
根拠法令 関連計画	道路法、建築基準法、墨田区細街路拡幅整備要綱 細街路拡幅整備事業		
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 <small>常勤1、委託先:(一社)東京公共囃託登記土地家屋調査士協会</small>
事業内容	細街路拡幅整備事業は、都市整備課と連携して行う共同事業であり、都市整備課が助成事業、当課が拡幅工事に伴う調査測量事業を行っている。 区道等の整備する箇所について、土地所有者から権原(使用権等)を取得するため、官民境界と民々境界の調査・測量を行う。		
経過	開始年度	昭和62年度	終了予定
	なし		
議会質問の状況	特になし		
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		17,350	17,351	19,021	20,300	20,305	21,195
A.決算額(令和3年度は見込み)		16,675	17,311	19,008	19,823	19,132	21,195
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		16,675	17,311	19,008	19,823	19,132	21,195
執行率(%)		96.1%	99.8%	99.9%	97.7%	94.2%	100.0%
B.人コスト				7,875	6,990	7,058	
総事業決算額(A+B)		16,675	17,311	26,883	26,813	26,190	
主な事業費用の説明		特別区道調査測量委託費					
予算書P(令和3年度)	P211 4-2	執行実績報告書P(令和2年度)			P155-2		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	区道等測量延長				単 位	m/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		650	R7	目 標	650	650	650	650
				実 績	663	688	648	751
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	650	650	650	650	650	650
	実 績	653						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	建築に伴う申請により事業を進めるため、1年当たりの申請数×10mを指標とする。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区道等の区域変更及び供用開始箇所数				単 位	箇所/年
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
65		R7	目 標	65	65	65	65	
			実 績	66	52	55	64	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標		65	65	65	65	65	65	
実 績	64							
指標の選定理由及び目標値の理由								
建築に伴う申請により事業を進めるため、区道等の区域変更及び供用開始箇所数とする。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	申請件数によって事業量の増減があるが、道路管理者が区域変更等の手続を実施するため、継続する必要がある。

課題・問題点
建物の建築に伴い、細街路拡幅整備事業の申請が出されることが多いため、実績は景気の影響を受けやすい。

令和3年度 事務事業評価シート

施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める	部内優先順位
事業名	都市再生地籍調査事業費		3
目的	道路等に隣接する各土地の所有者、地番、境界(筆界)を明らかにし、正確な地図が作成され、災害時の道路等の復旧を円滑に行えるように資料を整備する。		主管課・係(担当)
			土木管理課土木管理担当 03-5608-6280
対象者	道路等の官有地に隣接する土地の所有者(管理者)		
根拠法令 関連計画	国土調査法		
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤3、委託先:(一社)東京公共嘱託登記士地家屋調査士協会
事業内容	国土調査法に基づき、一筆地調査(一筆ごとの所有者、面積、地目、地番、筆界を明らかにする調査)に先行して、民有地と道路等官有地の境界(筆界)を調査、測量する都市再生地籍調査事業(官民境界等先行調査)を国・都の補助金を導入して実施する。		
経過	開始年度	平成8年度	終了予定 令和8年度
	令和2年度末までに調査が完了しているのは、調査対象面積12.50Km ² のうち8.74Km ² 、進捗率は69.9%である。 ◎国土交通省事業:街の位置情報の整備を完了。 「都市再生街区基本調査(区域全域)」 ◎法務省事業:一筆地調査を行った。 「14条地図作成作業(東向島2丁目)」平成16~18年度で実施。		
議会質問の状況	[平成29年予特] 地籍調査と法務局の公図との関係について		
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		34,977	28,142	26,191	34,461	28,307	40,603
A.決算額(令和3年度は見込み)		34,863	27,952	25,948	33,956	27,493	40,603
財源	国	15,868	12,752	10,106	14,098	10,828	13,228
	都	7,934	6,376	5,053	7,049	5,414	6,614
	その他						
一般財源		11,061	8,824	10,789	12,809	11,251	20,761
執行率(%)		99.7%	99.3%	99.1%	98.5%	97.1%	100.0%
B.人コスト				10,828	9,612	9,704	
総事業決算額(A+B)		34,863	27,952	36,776	43,568	37,197	
主な事業費用の説明		都市再生地籍調査(官民境界等先行)委託費 地籍情報システムの借上・保守点検委託費					
予算書P(令和3年度)	P88 10-9	執行実績報告書P(令和2年度)			P27-9		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	先行調査実施面積(累計)				単 位	km ²
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		12.01	R7	目標	7.67	7.93	8.44	8.95
				実績	7.67	7.93	8.14	8.51
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	9.46	9.97	10.48	10.99	11.5	12.01
	実績	8.74						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内全域が事業対象区域である。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	地籍調査成果(複写・証明)の交付件数(公用含む。)				単 位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		3,700	R7	目標	1,700	2,000	2,300	2,500
				実績	1,717	1,941	2,366	2,304
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700
実績	1,990							
指標の選定理由及び目標値の理由								
地籍調査成果が境界確定図等と同等に扱われるようになり、交付数が増加している。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	本事業は、災害対策として実施されており、万一の災害が発生した際に、早期復興が可能となる。 これまでは補助金の範囲内で調査を実施してきたが、補助金が減少傾向にあるので、計画の見直しが必要である。

課題・問題点
<p>地籍調査委託は補助金対象事業であり、これまではおおよそ予定どおりの進捗であったが、近年は補助金の要望額が満額充当されず、実施面積を減少せざるを得ない。 補助金の増額が見込まれないため、完了年度が延期となる可能性が高いため、早期完了を目指すには、一般財源を一部投入する必要がある。</p>

令和3年度 事務事業評価シート

施策	411	災害に強い安全なまちづくりを進める	部内優先順位
事業名	私道整備助成事業費		4
目的	私道を舗装し、私道に排水設備を設置し、又は私道に設置されている排水設備を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資する。		主管課・係（担当）
			都市整備課庶務・細街路担当 03-5608-6292
対象者	墨田区私道整備助成条例及び同施行規則で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される工事の申請者（代表者）		
根拠法令 関連計画	墨田区私道整備助成条例、同施行規則		
実施基準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 常勤2 会計年度任用職員1
事業内容	<p>墨田区には、公道と同じように利用され、日常生活に密着した私道が多く、このような私道を良好な状態で維持し災害時の安全な避難路として管理すること。</p> <p>路面の舗装や下水道管の改修、さらに防犯灯を設置することは多額の工事費を必要とし、自費で補うには困難が伴う。環境改善を目的として、私道の整備工事をする場合の工事費の一部に助成金を交付する。</p> <p>助成対象要件</p> <p>〔路面舗装工事〕 ①両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの、②一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上かつ延長が15m以上のもの、③学校、公園等の公共施設に接している私道で区長が適当と認める区間のもの、④全各号に準ずると区長が認める私道</p> <p>〔排水設備工事〕 ①両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの、②一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの、③全各号に準ずると区長が認める私道</p>		
経過	開始年度	昭和43年度	終了予定
	平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として路面舗装工事・排水設備工事・防犯灯工事としていたが、平成30年度から、防犯灯工事は私道防犯灯助成事業費で執行することとなった。 令和2年度に、土地所有者が不明な場合でも一部損傷した私道の補修など私道整備の一定の進捗が図れるよう、所有者不明土地に関する基本事項を定めた。		
議会質問の状況	[令和元年 11月]土地所有者が不明又は所有者の承諾が得られない場合の区のルール化を行うべき。 [令和2年 12月]所有者不明土地の取扱を広く情報提供すべき。		
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		60,244	60,772	46,106	43,277	41,587	42,347
A.決算額（令和3年度は見込み）		59,079	54,168	35,879	42,347	39,087	42,347
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		59,079	54,168	35,879	42,347	39,087	42,347
執行率（%）		98.1%	89.1%	77.8%	97.9%	94.0%	100.0%
B.人コスト				29,530	26,214	17,673	
総事業決算額（A+B）		59,079	54,168	65,409	68,561	56,760	
主な事業費用の説明		路面舗装、排水設備に関する工事費の一部助成金					
予算書P（令和3年度）	P209 1-4	執行実績報告書P（令和2年度）			P153-3		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	私道整備助成金交付件数(路面舗装、排水設備)				単 位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		25	R7	目 標	45	50	25	25
				実 績	44	50	14	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	25	25	25	25	25	25
	実 績	16						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	過去の実績数に、今後増大すると予想される排水設備の改修工事を見込んだ。 平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として路面舗装工事・排水設備工事・防犯灯工事としていたが、平成30年度から、防犯灯工事は私道防犯灯助成事業費で執行している。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	住みよいと思う区民の割合				単 位	%
最終目標値				基準年(H28)	H29	H30	R1	
91.9		R7	目 標	91.5	-	91.6	-	
			実 績	91.5	-	91.6	-	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標		91.7	-	91.8	-	91.9	91.9	
実 績	91.4							
指標の選定理由及び目標値の理由								
事業進捗に対して区民満足度の変化を指標とすることで、事業の評価とすることができるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	老朽化した排水設備の改修のため、継続して取り組んでいく。

課題・問題点
区民ニーズに対する事業であることから、安定した継続事業として整備及び改修に対して助成していく必要がある。

令和3年度 補助金評価シート

補助金 名称	私道整備助成			主管課・係（担当）
根拠法令	墨田区私道整備助成条例、同施行規則			都市整備課庶務・細街路担当
補助概要	公共性の高い私道の舗装、排水設備の設置又は修理するものに、助成金を交付する。			03-5608-6292
目的	私道を舗装し、私道に排水設備を設置し、又は私道に設置されている排水設備を修理する者に対し、助成金を交付することにより、私道の整備を促進し、もって区民の生活環境の向上に資する。			
対象	墨田区私道整備助成条例及び同施行規則で定める要件に該当する私道において、規則で定める基準により施行される工事の申請者（代表者）			
基準	区独自基準			
補助条件	<p>現在の助成率は、路面舗装工事・排水設備工事ともに80～100%</p> <p>助成要件（路面舗装）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 2 一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上でかつ延長15m以上のもの 3 学校、公園等の公共施設に接している私道で、区長が適当と認める区間のもの 4 全各号に準ずると区長が認める私道 <p>助成要件（排水設備）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 2 一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 3 全各号に準ずると区長が認める私道 			
経過	開始年度	昭和43年	終了予定	
	平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として路面舗装工事・排水設備工事・防犯灯工事としていたが、平成30年度から、防犯灯工事は私道防犯灯助成事業費で執行することとなった。 令和2年度に、土地所有者が不明な場合でも一部損傷した私道の補修など私道整備の一定の進捗が図れるよう、所有者不明土地に関する基本事項を定めた。			
議会質問 の状況	[令和元年 11月] 土地所有者が不明又は所有者の承諾が得られない場合の区のルール化を行うべき。 [令和2年 12月] 所有者不明土地の取扱を広く情報提供すべき。			
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特になし			

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		60,244	60,772	46,106	43,277	41,587	42,347
決算額（令和3年度は見込み）		59,079	54,168	35,879	42,347	39,087	42,347
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		59,079	54,168	35,879	42,347	39,087	42,347
執行率（%）		98.1%	89.1%	77.8%	97.9%	94.0%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	私道整備助成交付件数（路面舗装・排水設備）				単 位	件/年
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		25	R7	目 標	45	50	25	25
				実 績	44	50	14	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	25	25	25	25	25	25
		実 績	16					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	過去の実績数に、今後増大すると予想される排水設備の改修工事を見込んだ。 平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として路面舗装工事・排水設備工事・防犯灯工事としていたが、平成30年度から、防犯灯工事は私道防犯灯助成事業費で執行している。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	住みよいと思う区民の割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		91.9	R7	目 標	91.5	-	91.6	-
				実 績	91.5	-	91.6	-
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	91.7	-	91.8	-	91.9	91.9
実 績		91.4						
指標の選定理由及び目標値の理由								
事業進捗に対して区民満足度の変化を指標とすることで、事業の評価とすることができるため。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		老朽化した排水設備の改修のため、継続して取り組んでいく。						

課題・問題点	
<p>区民ニーズに対する事業であることから、安定した継続事業として整備及び改修に対して助成していく必要がある。</p>	